

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中「及び省令第五条の十の二第一項」を「省令第五条の五の二の二第一項省令第五条の十の二第二項及び省令第五条の十の二の二第二項」に改める。

別記様式第一号（第一画）中

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）	
---	--

を

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
---	--

「第3条 第2項中（線5画）中

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）。」

を

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）。」

を

「 ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 【法人】
エ 定款及び登記簿謄本（又は履歴（現在）事項全部証明書） 【法人】 」

「 ウ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 【法人】
エ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（又は履歴（現在）事項全部証明書） 【法人】 」

改める。

別記様式第一号中

<p>「施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）</p>	
--	--

を

<p>「施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	
--	--

を

を

<p>「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）</p>	
--	--

を

<p>「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）</p>	
--	--

を

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）。」

を

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）。」

別記様式第九号（裏）中

「埋め立てた廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	や	「埋め立てた廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	」
--	---	---	---

別記様式第十号を次のように改める。

様式第10号 (第2条関係)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 平成 年 月 日 広島県知事様 申請者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項(法第9条の3第11項(法第9条の3の2第2項の規定により適用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により，一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので，関係書類及び図面を添えて申請します。	
設置の場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(裏)

一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の場合

	種 類	数 量 (m ³)
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量		
埋立地の保有水等の水質の状況		
埋立地からのガスの発生状況		
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況		
埋立地の覆いの概要		

一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の場合

埋め立てた水銀処理物の数量	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	

※事務処理欄

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 「一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の場合」欄の記載については、以下の点に留意すること。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第5条の5の2第1項に規定する一般廃棄物の処分場である場合に記載すること。
 - 保有水等とは、最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
 - 覆いとは、最終処分基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。
- 「一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の場合」欄の記載については、以下の点に留意すること。
 - 施行規則第5条の5の2の2第1項に規定する一般廃棄物の処分場である場合に記載すること。
 - 覆いとは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。
 - 講じた措置とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容をいう。

品目番号第二十号 (録1回) 中

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)

お

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)

品目番号 四十八号 (録1回) 中

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)

お

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)

品目番号。

品目番号第二十号 (録) 中

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)

お

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)

品目番号 四十八号 (録) 中

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)

や

「 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）。

ひらがな。

品目番号欄十ヤホの〇一（紫囲） 廿

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）	
---	--

や

「一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）	
---	--

ひらがな 〇一（紫囲） 廿

「 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）。

や

「 2 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物、基準適合水銀処理物又は基準不適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）。

ひらがな。

品目番号欄一十ヤホ 廿

「産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力（最終処分場である場合にあつては、場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の容量）	
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。）ごとの処理量の見込み	

や

産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)		年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号		
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)		
産業廃棄物処理施設に係る許可に付された条件		
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み		

ひらがな。

品目番号欄に「111」のみ

「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)」	
--	--

や

「産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨)」	
---	--

ひらがな。

品目番号欄に「110」のみ 「第2条第24項」 や 「第2条第25項」 ひらがな。

品目番号欄に「110」のみ 「第2条第27項」 や 「第2条第28項」 ひらがな。

品目番号欄に「111」のみ

「埋め立てた廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、その旨を含む。)及び量	
--	--

や

「 理め立てた廃棄物の種類（当該廃 棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀 処理物又は石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、その旨を含む。） 及び量 」	
--	--

この旨。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。